

茨城県 農業用ハウス災害被害防止マニュアル (ダイジェスト版)

- ・本ダイジェスト版は令和7年8月27日時点のものであり、内容は今後変更となる可能性があります。
- ・本ダイジェスト版記載内容の詳細については、「マニュアル詳細版」を参照してください。

「マニュアル詳細版」
へのアクセスは
こちらから



1 農業用ハウスの台風（強風）対策のためのフローチャート

セーフティネット・支援制度、補助事業の内容確認

- 各種保険等について⇒p 6～7
- 農業用ハウスを新設する際の支援策について⇒p 8～11

日常管理（メンテナンス・点検の徹底）

- 普段からしっかりと点検する。
（腐蝕、金具、被覆のゆるみ、基礎）
- ※別紙「普段から心がけておく項目（メンテナンス）」
チェックシートを参照

補強が必要

台風接近前までの事前対策（1～2日前まで）

- 気象情報の収集
台風進路、風速、襲来日時
- 事前対策の実施（p 5）
- ※別紙「台風が襲来する1日～2日前までに行っておく項目」
チェックシートを参照

パイプハウスの適切な
補強対策を考えるヒント
（p 4）
立地条件、ハウス構造

台風襲来直前の対策（p 5）

- 台風通過中は、人命優先のため作業は行わない
- ※別紙「台風が襲来する直前に行う対策」チェックシートを参照

- ・生産者ができる簡単な補強方法
（p 3（1）～（5））
- ・施設業者に依頼する補強方法
（p 3（6）～（9））

台風通過後の事後対策（p 5）

- 破損箇所の確認 ○作物対応（潮風害、病害予防、草勢回復）

被害を受けた場合

- 被害状況の把握（p 2）
- 修理・補修方法の検討
⇒パイプハウスの適切な補強対策を考えるヒント（p 4）
- 発災後の支援制度の確認（p 6～7）
- 被害が発生した際には、速やかに市町村担当課へ状況を報告するとともに、被災状況の写真の撮影や、関係書類等の準備を行ってください（p 7）。

2 補強対策の考え方

県内の農業用ハウスの約70%を占めるパイプ径22.2mmのパイプハウスについて、補強を行っていない場合の限界風速は最大29m/s程度とされています。

令和元年の台風第15号を含む過去の県内における最大瞬間風速の観測結果や、自然災害のさらなる激甚化が懸念される昨今の状況を考慮すると、**今後、本県の農業用ハウスの災害被害を防いでいくためには、少なくとも風速36m/s程度の強風に耐えることができるよう、複数の補強方法を組み合わせて対策を進めていくことが必要と考えられます。**

(参考) 各種補強対策を組み合わせた場合の補強効果の概算例 (日本施設園芸協会資料※を一部改変)

補強方法など	限界風速 (注)
パイプハウス (φ22.2mm×1.2mm) への筋交い+タイバーによる補強 ※アーチパイプ 4 本ごとに 1 か所タイバーを設置した場合	約36m/s
(参考) パイプハウス (φ22.2mm×1.2mm) 補強なし	約29m/s

(注) ・前提条件：間口5.4m、単棟、軒高1.8m、桁行間隔50cm、被覆材：農PO（脚部は固定されているものと仮定）
・ハウスの部材等の重量（作物荷重として150N/m²）を含めて考慮した概算値。
・限界風速は日本施設園芸協会資料※に基づき適切に設置した場合の概算値。地盤の状況、使用資材の種類及び施設の設置状況等によって変動する可能性がある。

(※) 日本施設園芸協会「平成26年2月の大雪被害における施設園芸の被害要因と対策指針」、
「園芸用ハウスを導入する際の手引き」

3 パイプハウスの被害の特徴

補強のためのコストを抑えながら、施設被害を最小限にするためには、**立地条件、強風時の風向きや周辺環境に留意し、「効率的かつ局所的に補強」することが有効**です。

パイプハウスの被災パターンには一定の傾向がみられますので、下表を参考に、想定される被災パターンに応じた適切な補強対策の導入を検討してください。

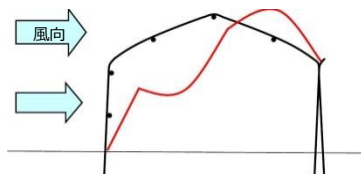
パイプハウスの被災パターンと主な補強対策

(1) 風上側の肩部分から屋根にかけて押しつぶされた状態

強風がハウスの側面に吹きつけた場合などに発生。

<主な補強対策>

- ・タイバーや斜材の設置 (p 3 (1)、(2))
- ・側面の補強 (p 3 (3))
- ・アーチ構造骨材の組み込み (p 3 (7)) 等

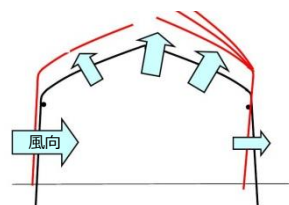


(2) 下から吹き上がるようにパイプが変形

ハウス内に風が吹き込んだ場合などに発生。

<主な補強対策>

- ・風の吹き込み防止（扉の点検、被覆材のたるみや破れがないことの確認）
- ・妻部への防風ネットの展張、スプリングやパッカーによる補強 (p 3 (4))
- ・基礎部分の強化 (p 3 (6)) 等

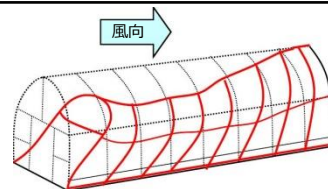


(3) 妻面が奥行き方向に倒壊

強風が、妻面から奥行き方向に吹いた場合などに発生。

<主な補強対策>

- ・筋交い直管の追加 (p 3 (5)) 等

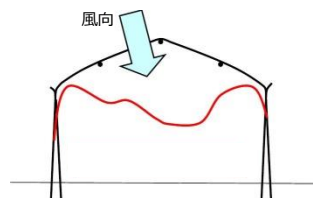


(4) 真上から屋根が押しつぶされたように陥没

施設の周辺になんらかの障害物があり、風速や風向が大きく変化した場合や、積雪時などに発生。

<主な補強対策>

- ・アーチ構造骨材の組み込み (p 3 (7))
- ・太めのパイプに交換、アーチパイプの追加 (p 3 (8))
- ・風の通り道となる部分への防風施設（防風ネット）の設置 (p 3 (9)) 等



<参考> パイプハウスが隣接する場合

風上棟と風下棟は被災パターンが全く異なります。したがって、補強位置や補強方法が異なります。

風上棟は、側面が押し倒されないように、タイバーの設置や側面補強等が有効です。

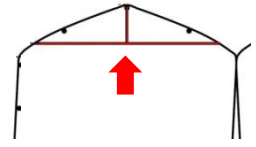
風下棟は、上方向に向かう力がかかるため、被覆資材が外側にむけて破裂する被害やパイプが引き抜かれる被害が生じます。ハウスの浮き上がり防止のため、基礎の埋設やスクリュー杭等の資材の利用による基礎部分の強化が有効です。

4 普段から講じておくべき補強対策

ハウスの強靱化を図るため、前述の被害パターンや施設の立地条件等を考慮し、複数の方法を組み合わせて対策を講じてください。また、別紙「普段から心がけておく項目（メンテナンス）」チェックシートを活用し、普段からの施設点検・保守管理を徹底してください。

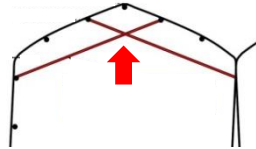
(1) タイバーによる補強

- ・屋根荷重によるハウスの変形を防ぐための補強方法。
- ・肩から棟の高さを f とすると、肩から $f/4$ の位置にタイバーを取り付ける。
- ・アーチパイプ 4 本ごとに 1 か所取り付ける方法が一般的。



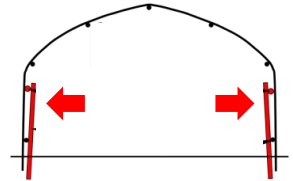
(2) 斜材によるX型補強

- ・屋根荷重によるハウスの変形を防ぐための補強方法。
- ・肩から棟の高さを f とすると、棟から $f/4$ の位置と肩を結ぶように斜材をX型に取り付ける。
- ・上記のタイバーに比べ、より高い補強効果が期待できる。



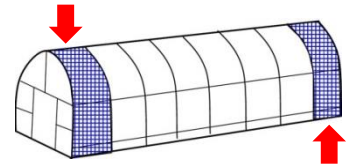
(3) 側面の補強

- ・強風による横からの圧力が 1 か所にかからないようにする補強方法。
- ・外径48.6mmの足場用の直管をパイプハウスの肩部分に取り付ける。
- ・さらに、側面が傾きにくいように、1.6メートルにカットした直管を3m間隔で打込んで固定する。



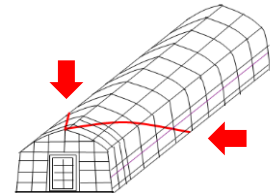
(4) 妻部への防風ネットの展張による補強

- ・風を強く受ける妻部付近の被覆資材を保護する方法。
- ・妻部に近い3スパン分（1.35m）と側面部の風当たりの強い部分に防風ネットなどを張り、上からスプリングで固定すると、被覆資材が破れにくくなる。



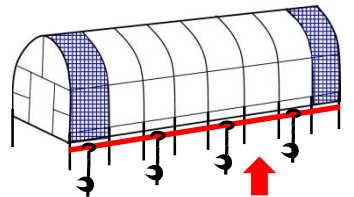
(5) 筋交い直管の追加による補強

- ・奥行方向へ倒壊する被害を軽減するための補強方法。
- ・補強用の直管をたすき掛けに設置し、ハウスを剛強に固める。
- ・奥行が長いハウスでは、妻面だけでなく中間部にも設置する。
- ・筋交い直管の端は、しっかりと地中に埋め込むよう注意する。



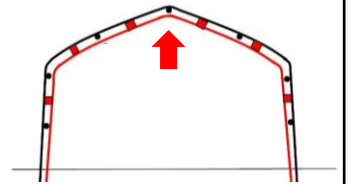
(6) 施設の基礎部分の強化

- ・強風時に、ハウスに上方向の力がかったときの基礎の引き抜きを防止するための補強方法。
- ・地中へ「根がらみ」を設置し、アーチパイプと金具で固定する。
- ・スクリュー杭を地中に埋め込み、マイカー線などで上から固定する方法もある。



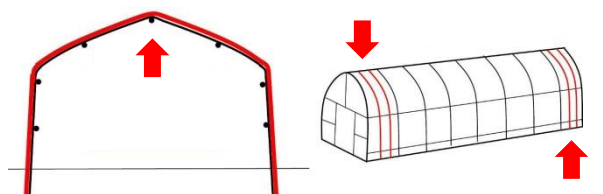
(7) アーチ構造骨材の組み込み

- ・既存のハウスの内側にアーチ構造の骨材を組み込む補強方法。
- ・パイプハウスの骨材を二重のアーチ構造にすることで、強度が高まる。



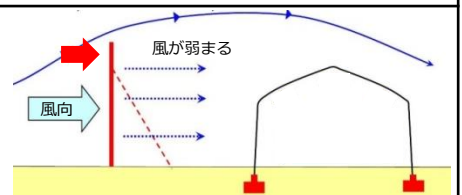
(8) 太めのパイプに交換、アーチパイプの追加

- ・強風を受けやすい妻面に近い部分や、地形的に被害を受けやすいハウスの補強方法。
- ・太めのパイプに交換したり、部分的にアーチパイプを追加することにより補強する。



(9) 風の通り道となる部分への防風施設（防風ネット）の設置

- ・風上方向となる場所に、防風用のネットを張った柵を設置することで風を弱める方法。
- ・設置により、風上側のハウスが受ける風圧を軽減する効果が期待される。



5 補強対策を考えるヒント

立地条件、ハウス構造、その他の視点からのチェック項目を以下に整理しました。補強を行う時の参考にしてください。

項目			具体的な補強方法(留意点等)
立地条件	1	風が強く当たる場所か？	- 施設の周辺に風をさえぎるものがない場合には、補強対策を行っても被災する可能性がある。 - そのような場合は、低コスト耐候性ハウス等、強風に耐えるように設計されている施設の導入が望ましい。
	2	近くに樹林や建物があるか？	- 風の通り道となる部分を重点的に補強する。 - 風上側に防風ネット等を設置し、ハウスに吹きつける風を弱める（p 3（9））。
	3	風が強まる地形になっていないか？	- 崖上、河川沿いや谷筋等、風が集まるような地形条件になっていると被災しやすくなる。 - 風の通り道になるところを重点的に補強する必要がある。
ハウス構造	4	パイプの太さ、アーチ間隔は適切か？	- パイプの外径は、主に22.2mmのもが使用されているが、太さや厚み、材質によって強度が異なる。 - アーチパイプの間隔（桁行）は45、50cmが一般的だが、狭い方が強度は高い。 - 構造的に弱い場合は、p 3（7）、（8）のような本格的な補強が必要。
	5	ハウスの構造は？ （棟高、肩高、間口の広さ、連棟か、単棟か？）	- 棟高が高く、間口が広いほど基礎や構造を強化する必要がある。 - 連棟の場合、風上側と風下側の被災パターンが異なるため、棟の位置により補強方法が異なる。
	6	筋交いの有無、妻部の補強、基礎の構造は適切か？	- 筋交いによる妻部の補強（p 3（5）） - 妻部の強化（p 3（4）） - 浮き上がりの防止 → 基礎の補強（p 3（6）） - 側面の風への対応 → p 3（1）、（2）、（3）
その他	7	以前に台風等の強風又は積雪によって被災したことがあるか？	- 被害の特徴（p 2（1）～（4））を参考に破損状態を確認し、破損箇所を補強する。 - たびたび被災する場合は、施設の構造、設計から見直す（低コスト耐候性ハウス等を導入する）。
	8	メンテナンスや修理は適切に行われているか？ 損傷がそのままになっていないか？	- 風上側の肩部分から屋根にかけて押しつぶされたような場合（p 2（1）） → p 3（1）、（2）、（3） - 下から吹き上がるようにパイプが変形した場合（p 2（2）） → 風が吹き込まないように補強（p 3（4）） → 構造の強化（p 3（6）、（7）、（8）） 防風（p 3（9）） - 真上から屋根が押しつぶされたように陥没した場合（p 2（4）） → パイプの強度を高める（p 3（7）、（8））
	9	これまで被災したことはないが、被害を軽減するため、強風時のみ補強を行いたい。	p 3（4）により、被覆資材がめくれないようにしっかり補強する。
	10	既存ハウスの被覆資材の強度を途中で変えたか？	- POは農ビに比べて破れにくいので、ハウス構造によっては、被覆資材の強度とハウス強度がアンバランスになり、パイプが損傷する可能性がある。 - 被覆資材の強度を変えた場合は、業者へ必要な補強について相談する。

※ 実際に農業用ハウスの補強対策に取り組む場合は、事前に施設園芸の専門業者等に相談するなど、内容や安全面等の確認を行ったうえで施工願います。

6 台風（強風）が予想される場合の対策のポイント

○天気予報等により、積極的に気象情報を収集する。

○事前の準備をしっかりと行う。

【台風接近前】

※別紙「台風が襲来する1日～2日前までに行っておく項目」チェックシートを参照し、事前対策（ハウス周囲の片づけ、強風への備え、周辺の施設・機械の点検、潮風害への備えなど）を行う。

【台風襲来直前】

※別紙「台風が襲来する直前に行う対策」チェックシートを参照し、事前対策（戸締りなどの直前対策）を行う。

○台風の進行方向の東側は、特に、強風に注意する。

○台風通過中は、人命優先のため作業は絶対に行わないこと。

○台風通過後は早急に施設を見回り、作物の生育回復のため、潮風害対策、草勢回復、病害予防等の当面の対策を徹底する。

<参考> 台風接近に備えたパイプハウスの対策事例

周辺部分の片付け

周りに強風で飛ばされるものがあれば、きれいに片付けておく

・妻部や風あたりの強い部位には、防風ネット等を張る

・側面部分はビニールがめくれないよう、スプリング、パッカー等で固定する

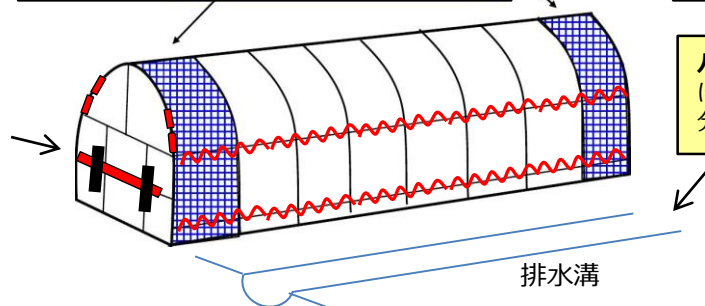
点検・修理の徹底

金具のゆるみ、ビニールの破れ、過去に損傷した場所の修理を徹底する

出入り口の固定

風で飛ばされないように固定する

※ビニール等で隙間を塞ぎ、かんぬきやスプリング等でしっかり固定する



ハウス周辺の排水対策

ほ場が水に浸かると基礎部分が抜けやすくなる

【事後対策】

(1) 送電線が切れて下垂していることがあるので、感電事故に注意する。

(2) 台風通過後は早急に施設を見回り、破損箇所があった場合は、被災を証明するための被害写真を撮影する(p7「支援措置を受けるためのPoint」参照)。補修やパイプの撤去をする際は、部材を外した時にパイプの跳ね返り等で怪我をすることがあるため、できるだけ業者や経験者の応援を要請する。

(3) 換気を図り、施設内の高温を防止する。

(4) 施設及び施設周辺の排水を図る。

(5) 作物に対する当面の対策

ア 泥のはね上がりが多い場合には、動力噴霧機等で洗い流す。

イ 潮風を受けた場合には、散水して茎葉に付着した塩分を洗い流す。

温度が上がったり、日射が強くなると被害が大きくなるので、作業はなるべく早く行う。

ウ 傷口より病原菌が侵入しやすいので、天候を見計らって薬剤散布を行う。

エ 作物によっては、速効性の窒素・カリを、液肥や葉面散布で施用し、草勢の回復を図る。

7 セーフティネット及び被災した場合の支援制度について

(1) 農業共済及び収入保険制度によるセーフティネットについて

近年、自然災害が激化する傾向にあることから、自然災害による農作物や農業用ハウスの被害への備えとして、農業共済制度や収入保険制度といった公的な保険や民間保険会社の各種保険等がありますので、万一の場合に備えて、共済等

に加入してリスクに備えることが重要です。
※園芸施設共済に加入していない方が国の農地利用効率化等支援交付金(被災農業者支援タイプ)により支援を受ける場合には、共済に加入していれば支払われることになる共済金に相当する額が控除されます。

区分	農業共済制度		収入保険制度
		園芸施設共済	
補償対象	自然災害、鳥獣害、病虫害等による収量の減少	自然災害、火災、鳥獣害、車両等の接触等によるハウスの損壊	自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入の減少
対象品目	農作物（水稲、陸稲、麦）、畑作物（大豆、かぼちゃ、スイートコーン）、果樹（なし）	ガラス室、ビニールハウス等、 附帯施設、施設内作物 （施設内農作物と収入保険制度の重複加入はできません）	原則としてすべての農作物（簡易な加工品も含む）
補償範囲	品目ごとに設定 （例） 水稲共済(半相殺方式)の場合、減収のあった全耕地で2割を超える減収があった場合に、その損害割合に応じて補償	次の①～⑥のいずれかを上回る損害があった場合に、施設の時価額の8割（特約で新築時の資産価値の10割）を上限に、損害額に応じた共済金を支払 ① 1万円（特約）、② 3万円又は共済価額の5% ③ 10万円、④ 20万円、⑤ 50万円、⑥ 100万円 ①～⑥は農業者が加入時選択（②～⑥を選択した場合、掛金の割引があります）	保険期間の収入（農産物の販売収入）が基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てん ＊基準収入は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に、保険期間の営農計画を考慮して設定（規模拡大など上方修正）
加入要件	品目ごとに加入	所有するハウスすべての加入 （耐用年数を超えたハウスは除外可能）	・農業経営全体として加入 ・青色申告をしている農業者（個人・法人） ・青色申告実績が1年分あれば加入可能

※農業共済制度（園芸施設共済の施設本体を除く）、ナラシ対策、野菜価格安定制度などに加入する農業者は、収入保険制度との重複加入はできません。

ただし、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、令和6年の新規加入者までは、最初の2年間、収入保険と野菜価格安定制度の同時利用（令和4年、5年から同時利用されている方は3年間）ができます。（令和7年以降の新規加入者には適用されません。）

(2) 被災した場合の支援措置について

ア 県災害条例に基づく助成措置

知事が、県災害条例に基づき、農林漁業経営に及ぼす影響が大きいものとして、規則で定める基準（県内の農作物や農業用施設等の被害額が3億円以上）に該当する災害を指定災害として指定した場合、以下の助成措置が講じられます。なお、すべての災害に適用されるものではないのでご注意ください。

(ア) 融資事業

市町村が被害を受けた農業者等に資金を融資する金融機関に対して利子補給を行った場合、県は利子補給費用の一部を当該市町村に補助します。

区分	対象者	資金使途	貸付限度額	貸付利率	償還期限
経営資金	被害農業者等	種苗、肥飼料、農薬等の購入、その他農業経営に必要な資金	一般：200万円または損失額の45%のいずれか低い方 果樹：500万円または損失額の55%のいずれか低い方	災害ごとに設定	3～6年
施設復旧資金	被害農業者	農舎、堆肥舎、温室等の復旧	個人 200万円 共同利用施設 2,000万円	災害ごとに設定	12年 ※ (共同利用施設は15年)
事業資金	被害組合	事業運営資金	農協 2,500万円 連合会 5,000万円	災害ごとに設定	3年

(イ) 補助事業

市町村が補助対象農業者等に対して肥料や農薬・種苗の購入費用の助成を行った場合、県は助成費用の一部を当該市町村に補助します。

区分	対象者の被害率	負担割合			対象事業
		県	市町村	農業者	
樹草勢回復用肥料購入費補助	農作物：30%～ 果樹：30%～	1/3 (2/5)	1/3 (2/5)	1/3 (1/5)	樹草勢回復用の肥料の購入費用 ※左記()内は被害率70%以上の場合
病虫害防除用薬剤購入費補助	農作物：30%～ 果樹：30%～	1/2	1/2	—	病虫害の共同防除用の薬剤の購入費用
代作用種苗肥料購入費補助	農作物：70%～	2/5	2/5	1/5	代作用の種苗、肥料の購入費用
種苗購入費補助	農作物：70%～	1/2	1/2	—	再生産用の種子、苗等の購入費用

イ 国による農業用ハウスの再建・修繕及び補強等に係る支援措置

- 甚大な気象災害等により、担い手の農業経営の安定化に支障をきたす事態が発生し、国が緊急に対応する必要があると認める場合に、【農地利用効率化等支援交付金(被災農業者支援タイプ)】が発動され、以下の支援措置が講じられます。

支援のPoint

- 農業用施設の復旧を行い、営農を再開する農業者の方への支援です。
- 農業用ハウスの「再建・修繕」のほか、再建・修繕を契機とする「補強」に係る費用について助成します。

【県・市町村の上乗せ補助について】

- ・「再建・修繕」に係る県・市町村の上乗せ補助は、復旧後に風速36m/s以上に耐えられるハウス（「強靱化ハウス」）に対象を限定します。
- ・「補強」については、風速36m/s以上に耐えられるものとするを条件に、県・市町村が上乗せ補助を実施します。
- ・上記の上乗せ水準は、農家の自己負担が強靱化に取り組まない場合と同等以下となるように設定します。（従前と比べて負担は増えません。）

- 被災した農業用ハウスの撤去費用についても助成します。
 - 県・市町村の上乗せ補助の対象とならない場合は、国補事業は融資残に対する補助となります。
※支援内容や助成を受けるための要件、助成率等は、発動される災害によって異なります。
また、実際に支払われる助成金額は、園芸施設共済の加入状況等により異なります。
- 本事業が発動され、支援措置を受けるためには、速やかな市町村担当課への報告とともに、被災状況の写真の撮影や、関係書類の準備が必要となります。

支援措置を受けるためのPoint

（１）市町村へ被害状況を報告

- ・支援措置を受けるためには市町村の被災証明が要件となるので、まず、被害状況を報告

（２）被災状況の写真を撮影

- ・復旧の前後及び撤去作業の前後が分かるように撮影・保管

（３）被災施設の関係書類を整理

- ・時価現存率により助成額が変動するため、納品書等で築何年経過かを把握
- ・園芸施設共済加入施設であれば、共済金支払に関する書類（証書等を含む）を準備

（４）復旧（撤去、修繕、再建）に係る経費等の証拠書類（見積書、納品書、請求書、領収書等）を保管

- ・見積書は復旧する施設ごとに経費内訳を明記

（５）金融機関に融資を相談

- ・一部自己負担が発生することがあるため、必要に応じ融資を検討
（県・市町村の上乗せ補助の対象の場合、融資は必須ではありません。）

（６）園芸施設共済の引受対象にあたる施設を修繕・再建する場合は園芸施設共済等への加入が必須

- ・未加入の場合は共済組合等に事前に相談

（７）事業の活用にあたっての注意点

① 被災状況が分かる写真や事業に係る書類等を整理

○ 写真の撮影

- ・被災時（被災状況、撤去作業中、撤去後の様子が分かるように撮影）
- ・復旧作業時（再建作業の状況、完成時の様子が分かるよう撮影）

○ 事業の書類保管 ⇒ 事業終了年度の翌年度から５年間保存

- ・写真、見積書、契約書、納品書、請求書、領収書、共済金支払・加入証書等
（補助事業の申請、実績報告時に必要になります。）

○ 市町村からの補助金手続きに関する通知文（交付決定通知等）の保管

- ・国の補助事業は、後日、会計検査院による検査対象となります。
- ・見積書や納品書等の書類と併せて保管します。

② 補助事業により復旧した施設等について、「処分制限期間内（例：パイプハウスの場合１０年間）」は下記を厳守

- 園芸施設共済等への加入の継続（園芸施設共済の引受対象外の施設等についても、気象災害等の被災に備え、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等の加入等の措置を講じてください。）

- 補助金交付の目的外使用の禁止（許可を得ない譲渡・貸付・取り壊し等）

8 農業用ハウスを新設・補強する際の支援策(国の被災支援措置以外)

農業用ハウスを新設・補強する場合の支援策については、強靱化ハウス(※)に限定します。

(※) 風速36m/s以上に耐えられる強度のハウス

(1) 産地生産基盤パワーアップ事業(国補)

高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な農業用ハウス等の施設整備や機械等のリース導入等を支援します。

ア 取組主体

市町村、公社、土地改良区、農業者、農業者の組織する団体、民間事業者等

イ 事業内容

(ア) 整備事業

高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な施設の整備等を支援します。

(イ) 基金事業

高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械のリース導入や生産資材の導入等を支援します。

ウ 主な補助要件

- ・ 支援対象：地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に位置付けられている事業主体
- ・ 面積要件：水稻50ha、麦30ha、大豆20ha、いも類25ha、茶10ha、果樹10ha、露地野菜10ha、施設野菜5ha、露地花き5ha、施設花き3ha、特用林産物2ha等であること（中山間地域等においては、要件の緩和あり）
- ・ 国の共済制度等に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されること。

エ 対象経費

高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な、機械のリース導入に要する経費、施設整備に必要な経費、果樹の改植に必要な経費、高収益作物・栽培体系への転換時に必要な資材導入等に要する経費等

(乾燥調製施設、野菜・果樹集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、低コスト耐候性ハウス、生産技術高度化施設、GPS活用型農業機械 等)

オ 補助限度額・補助率

- ・ 補助限度額：1年度当たり20億円（ただし、整備する施設等により異なる。）
- ・ 補助率：1/2以内（ただし、品目や整備する施設等により異なる。）

【事業の活用事例】

耐候性のあるハウス（ダブルアーチパイプ）を整備して台風被害を回避できた例もあります。



(2) 農地利用効率化等支援交付金(国補)

地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む等の場合、必要な農業用機械・施設等の導入を支援します。

ア 事業主体

市町村、県（複数の市町村にまたがる場合）

イ 事業内容

(ア)融資主体支援タイプ（融資主体型補助事業）

地域計画において将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた中心経営体等、が農業経営の発展・改善を目的として、主として融資を活用して農業用機械・施設等を導入する際に支援します。

(イ) 地域農業構造転換支援タイプ

将来像が明確化された地域計画の早期実現を後押しするため、地域の中核となる担い手に対し、農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入及び農業用機械のリース導入を支援します。

ウ 主な補助要件

- ・ 支援対象：農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な機械等の取得、改良又は補強
農地等の造成、改良又は復旧 等

(例)

トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
乾燥調整施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得
ビニールハウスの整備
畦畔の除去、明きょ・暗きょ排水の整備などの農地改良 等

- ・ 主な要件：単年度で完了すること。
事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- ・ 原則、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフトなど農業経営の用途以外に供されるような汎用性の高いものは対象になりません。ただし、フォークリフト、GPSガイダンスシステム等については、他の用途に使用されない等の条件を満たしている場合に限り、助成の対象となります。
- ・ 国の共済制度等に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されること

エ 対象経費

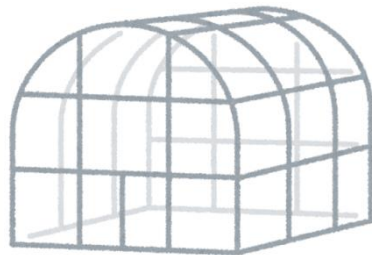
支援対象の整備に係る事業費

オ 補助限度額・補助率

(ア) 補助限度額：

- ・ 融資主体支援タイプ 法人・個人問わず 300万円
(ただし、目標地図に位置付けられた者で、目標年度の経営面積が基準以上の場合に限り600万円)
- ・ 地域農業構造転換支援タイプ 法人・個人問わず 1,500万円

(イ) 補 助 率：3/10以内 等



(3) 強い農業づくり総合支援交付金(国補)

※産地基幹施設等支援タイプ

消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる集出荷施設等の産地の基幹施設の整備を支援します。

ア 事業実施主体

県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人等）、公社等

イ 事業内容

＜産地基幹施設等支援タイプ＞

高付加価値化や生産コストの低減等、産地の収益力強化や合理化を図る取組及びみどりの食料システム戦略に掲げる取組等に必要な施設の整備・再編を支援します。

ウ 主な補助要件

(ア) 支援対象：

- a 産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設
- b 産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な産地基幹施設の再編等

(例)

- ・ 耕種作物小規模土地基盤整備
（ほ場整備、園地改良、優良品種系統等への改植・高接、暗きょ施工等）
- ・ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備
（飼料作物作付条件整備、放牧利用条件整備、水田飼料作物作付条件整備）
- ・ 耕種作物産地基幹施設整備
（育苗施設、乾燥調整施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、生産技術高度化施設（技術実証施設、省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス等））
- ・ 畜産物産地基幹施設整備
（畜産物処理加工施設、家畜市場、家畜飼養管理施設、自給飼料関連施設等）

(イ) 採択要件：

- ・ 受益農業従事者が5名以上であること
- ・ 面積要件等を満たしていること
- ・ 受益者が環境負荷低減に係る取組を実施し、チェックシートの提出・保管を行うこと
- ・ 産地基幹施設を整備する場合は、総事業費が5千万円以上であること
- ・ 費用対効果分析を実施し、投資効率が1.0以上であること

エ 対象経費

支援対象の整備に係る事業費

オ 補助限度額・補助率

- ・ 補助限度額：20億円 等
- ・ 補助率：1/2以内 等

(4) 園芸産地における事業継続強化対策(国補)

<県事業名：茨城県農業用ハウス強靱化緊急対策事業>

自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定を支援します。

また、BCPの実行に必要な体制整備やBCPの実践に必要な取組を支援します。

ア 取組主体

市町村、特認団体

（助成対象団体：市町村、公社、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会等、特認団体）

イ 事業内容

（ア）園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備

- ・事業継続計画の策定に係る検討会の開催
- ・非常時の協力体制の構築に係る取組
- ・事業継続計画の推進に向けた講習会の開催やマニュアルの策定

（イ）園芸産地における事業継続計画の実践

- a 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証
 - ・自力施工技術の研修会の開催及び自力施工マニュアルの策定
 - ・研修(外部)の受講による技能習得
 - ・協力体制や自力施工の技術を活用してハウスの復旧を行う実証の取組
- b 既存ハウスの補強等の被害防止対策
 - ・台風・大雪等によるハウスへの被害を軽減するために実施する、既存ハウスの保守管理及び補強、防風ネットの設置、非常用電源の導入等の取組

ウ 主な補助要件

- ・県が策定した事業継続推進計画に位置付けられた取組であること。
- ・2戸以上の農業者から構成されていること。
- ・事業内容の（イ）bの取組については、以下の（ア）～（カ）の全てを満たすこと。
 - （ア）事業内容の（ア）の取組を併せて実施していること
 - （イ）助成対象となるハウスは今後10年以上利用する意図があること
 - （ウ）個々の経営体で事業継続計画を策定すること
 - （エ）助成対象者は収入保険への積極的な加入に努めること
 - （オ）ハウス及び事業で購入する機械設備は園芸施設共済又は民間保険に加入すること
 - （カ）ハウス本体を直接補強する場合、風速36m/s以上に耐えうる対策を実施

エ 対象経費・補助率

（ア）園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備
会場借料、印刷製本費、旅費、謝金 等 【補助率：定額】

（イ）園芸産地における事業継続計画の実践

- a 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証
研修費、資材費、役務費、旅費、謝金 等 【補助率：定額】
- b 既存ハウスの補強等の被害防止対策
資材費、役務費、機械設備費 等 【補助率：1/2以内】

<農業用ハウスの災害被害防止対策に関する問合せ先>

1 農業用ハウスの災害被害防止技術に関すること

問合せ先名・電話番号	
最寄りの農林事務所 経営・普及部門または地域農業改良普及センター	
県北地域	県北農林事務所 経営・普及部門 TEL : 0294-80-3340
	県北農林事務所 常陸大宮地域農業改良普及センター TEL : 0295-53-0116
県央地域	県央農林事務所 経営・普及部門 TEL : 029-227-1521
	県央農林事務所 笠間地域農業改良普及センター TEL : 0296-72-0701
鹿行地域	鹿行農林事務所 経営・普及部門 TEL : 0291-33-6192
	鹿行農林事務所 行方地域農業改良普及センター TEL : 0299-72-0256
県南地域	県南農林事務所 経営・普及部門 TEL : 029-822-8517
	県南農林事務所 稲敷地域農業改良普及センター TEL : 029-892-2934
	県南農林事務所 つくば地域農業改良普及センター TEL : 029-836-1109
県西地域	県西農林事務所 経営・普及部門 TEL : 0296-24-9206
	県西農林事務所 結城地域農業改良普及センター TEL : 0296-48-0184
	県西農林事務所 坂東地域農業改良普及センター TEL : 0297-34-2134

2 農業共済制度・収入保険制度に関すること

問合せ先名・電話番号		
最寄りの農業共済組合		
いばらき広域農業共済組合	本所	TEL : 029-350-8815
	水戸支所	TEL : 029-306-6720
	常陸太田支所	TEL : 0294-72-6227
	笠間支所	TEL : 0296-72-7321
	つくば支所	TEL : 029-839-0160
鹿行農業共済組合		TEL : 0299-90-4000
茨城県西農業共済組合	代表	TEL : 0296-30-2900
	園芸施設課	TEL : 0296-30-2952
茨城県農業共済組合連合会	代表	TEL : 029-215-8881
	資産共済課	TEL : 029-215-8888

3 農業用ハウスを新設・補強する際の支援策に関すること

事業名	問合せ先名・電話番号
・産地生産基盤パワーアップ事業 ・強い農業づくり総合支援交付金 ※産地基幹施設等支援タイプ ・園芸産地における事業継続強化対策（県事業名：茨城県農業用ハウス強靱化緊急対策事業）	お住まいの市町村の農政主管課 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169
・農地利用効率化等支援交付金	お住まいの市町村の農政主管課 最寄りの農林事務所 企画調整部門 企画調整課 県北：0294-80-3301、県央：029-350-3017、鹿行：0291-33-6285、 県南：029-822-7083、県西：0296-24-9164

被害が発生した際には、速やかに市町村担当課へ状況を報告するとともに、被災状況の写真の撮影や、関係書類等の準備を行ってください（p 7）。

○本資料に関するお問い合わせは、
下記にお願いいたします。

【編集・発行】

茨城県農林水産部 農業技術課 研究・普及グループ
〒310-8555 水戸市笠原町978番6
TEL：(029)301-3936 FAX：(029)301-3937

令和2年10月6日 制定
令和3年9月1日 一部改定
令和4年8月30日 一部改定
令和5年9月19日 一部改定
令和6年8月28日 一部改定
令和7年8月27日 一部改定

(別紙) 台風被害を防止するためのチェックシート

台風の襲来直前になって、急に対策を行おうとしてもなかなか対応できません。
施設のメンテナンスは普段から怠らないようにしましょう。

【普段から心がけておく項目（メンテナンス）】

項目	チェック欄	チェック項目(点検ポイント)	備考（留意点等）
腐食しやすい場所	1	パイプ、地際部分、接続部分、折り曲げ加工した場所、窓周り（サイド部分）、谷樋周り等に腐食が生じていないか？	パイプ等にサビが生じていると強度が大きく低下する。左記の部分を重点に点検し、サビを発見次第速やかに塗装する。
	2	ハウスでは棟部分、パイプハウスではアーチの上面等、常に結露して乾きにくいところのパイプが腐食していないか？	腐食の進んだパイプは速やかに交換修理する。
	3	連棟ハウスでは、谷のところの樋や谷柱、谷梁の部分、部品の接合部分に腐食が生じていないか？	谷樋、特に構造部材として兼用するものは防錆管理が極めて重要。施設内部から確認できないので、定期的に点検し、内部の清掃、サビ止めをしっかりと行う。
	4	雨漏り、浸水等により、常に湿った状態の場所があるか？湿りやすい周辺の部材やパイプに腐食がないか？	鉄骨部材やパイプのジョイント部分は、結露した水がたまりやすくサビやすい。
基礎・骨材・被覆	5	（鉄骨ハウス・温室） 基礎を固定しているボルトの緩みやサビ等による腐食がないか？	ボルトのゆるみやサビによる腐食がないか確認する。ボルトは必要に応じて締め直す。
	6	基礎部分のすぐ近くまで耕うんすることで、基礎の変形や浮き上がり等が生じていないか？	基礎近くの地盤が緩んでいると、強風時にハウスに上方向に力がかかった場合に基礎が抜けやすくなる。
	7	出入り口の戸車やレールに傷みやガタツキが生じていないか？	出入り口は、ひんばんに開閉されるため最も傷みやすい場所。ガタツキや隙間が生じると強風時に風の吹き込みにより内圧が高くなり、フィルムの剥離や基礎の浮き上がりによる破損の危険が高まる。
	8	（鉄骨ハウス・温室） ブレース等の緩みがないか？また、サビ等が生じていないか？	強風・地震、沈下等で一部が緩むことがあるので、2～3年に1回は点検する。ブレースの締め直しは緊張し過ぎないように、付近のブレースも調節する必要がある。
	9	被覆材は破れたり、汚れたりしていないか？雨漏りはないか？ハウス側面のスプリングや留め金付近、巻き上げ部分の被覆材にいたみがないか？	耐久年数を超えた被覆材を使用している場合、台風時に破れやすく、破れた部分から風が吹き込み、骨材が曲がったり、基礎が浮き上がったりする。
被災履歴	10	集中豪雨やハウスへの浸水によって基礎部分の土が少なくなっていたり、地盤が緩んだりしたことはないか？	ハウス全体に浸水した場合、基礎部分の土が軟らかくなり、基礎が抜けやすくなってしまう。基礎の埋め込みが少ない場合にも強風の際に抜けやすくなる。
	11	以前に強風等によって曲がってしまったパイプを再利用して使用していないか？	曲がったり傷ついたりしたパイプは強度が低下し、再度、被災した場合には被害が大きくなる。修理には、必ず新しい部材を使用する。

【台風が襲来する1日～2日前までに行っておく項目】

項目	チェック欄	チェック項目(点検ポイント)	備考（留意点等）
台風襲来前の準備・点検	1	ハウス・温室の周辺は、片付いているか？ ●飛ばされる恐れがあるものは、施設周辺に置かない	小石、木片等の飛来で、ガラスや被覆材が破損する。ハウス周辺のものは、しっかりと固定したり、片付けておく。
	2	出入り口の戸締りは行っているか？出入り口の戸車、レールのはずれや傷みはないか？	強風に建具があおられ破損する。出入り口等が破損すると風が吹き込み、被害が大きくなる。
	3	風が吹き込こむことが予想される「隙間」は、すべてふさいであるか？（天窓、サイド部分、出入り口付近）	風の吹き込みにより、被覆材の剥離、飛散や施設の浮き上がりの原因となる。天窓が浮き上がらないようにワイヤー等で固定する方法もある。
	4	被覆材（フィルム）のたるみや破れはないか？	フィルムがゆるんでいると強風によってあおられて被害が生じやすくなる。被覆材の破損箇所からの風の吹き込みにより、被覆材が剥離、飛散したり、施設の浮き上がりにより、ハウスが破断・倒壊する場合がある。
	5	ハウスバンドや被覆材の留め金に緩みがないか？	強風時に被覆材がばたつくと破れやすくなる。 緩みがある場合は、しっかりと締め直す。
	6	（鉄骨ハウス・温室） ボルトやブレースに緩みがないか？	ボルトが緩んでいると強度は低下する。ブレースの締め直しは緊張し過ぎないように、付近のブレースを調節する必要がある。
	7	換気部（サイド部分・谷部）から風が吹き込まないような対策は万全か？（スプリング・パッカーによる補強対策）	ハウスの側面部分は、被覆材がめくれて風が吹き込まないように、パッカーやスプリング等でしっかりと固定する。
	8	谷樋、縦樋が落葉やゴミで詰まっていないか？	降雨時に樋から排水があふれたり、施設内へ浸水する恐れがある。
	9	以前に被災した箇所の修繕は、しっかりと行っているか？ ●風が強く吹く場所は、事前に防風ネット等を設置 ●破損しやすい部分も事前に補強しておく	折れたり、曲がったりしたパイプの再利用は強度が劣り、ハウスが倒壊する危険が高まるため行わない。また、錆びているものも強度が低下。
周辺環境	10	ハウス周辺の排水対策ができているか？ ●施設周辺の排水溝のゴミは片付けておく	施設の基礎部分が浸水すると、基礎が浮き上がりやすくなり、耐風強度が低下する。
	11	燃料タンク、ガスボンベ等は転倒しないように、しっかりと固定してあるか？ ●燃料タンクのバルブは閉じておく ●燃料タンクのふたが飛ばないように固定する	強風により、燃料タンク等が転倒した場合には、燃料パイプの破損や燃料漏れが生じる。また、大型の重油タンク等では、ふたが強風により飛ばされ、ガラス等が破損する場合があるため、針金等でしっかりと固定しておく。

【台風が襲来する1日～2日前までに行っておく項目】（続き）

項目	チェック欄	チェック項目(点検ポイント)	備考（留意点等）
その他対策	12	補修用テープ、ハウスバンド、スプリング等の補修用資材は準備してあるか？	台風通過後に早急に応急修理が行えるように、資材や器具を事前に準備しておく。
	13	潮風害防止のため、散水の準備はできているか？ ●事前に、タンクに水を貯めておく ●停電に備え、動力噴霧機等を準備する ●動力噴霧機の燃料が十分あるか、確認しておく	潮風害を受けた場合には、台風通過後、直ちに散水して茎葉に付着した塩分を洗い流す必要がある。 しかし、台風被害が大きいと断水や停電により散水ができない場合も想定されるため、事前に散水できる準備を進めておく。
	14	排水対策用のポンプの準備はできているか？	冠水・浸水の危険がある場合には準備が必要。
	15	停電に備えて、天窓（手動）の開閉用のチェーンや操作器具は準備してあるか？	台風通過後、停電している場合に手動で開閉する。サイド巻上げや天窓、カーテンは充電式ドリルで開閉できる場合があるため、準備しておく。
	16	停電に備えて、非常時の電源の確保はしてあるか？	換気扇等の施設設備が有効に作動するよう、非常時の電源の確保をしておく。

【台風が襲来する直前に行う対策】

項目	チェック欄	チェック項目(点検ポイント)	備考（留意点等）
直前対策	17	出入り口等、施錠できる場所は、しっかり戸締りしてあるか？ 天窓、サイド換気部はしっかりしまっているか？ ハウスの周辺は片付いているか？	隙間からの風の吹き込みにより、被覆材が剥離、飛散したり、施設の浮き上がりにより、ハウスが破断・倒壊する場合がある。
	18	換気扇のあるハウスは、換気扇を積極的にまわして、フィルムを引き付けておく（吸入口は閉じておく）。	換気扇をまわして、ハウス内部を負圧にすることにより、強風時に被覆材がバタつくのを防ぐことができる。

◎ 台風通過中は、人命優先のため、作業は行わないこと。